

本工事における失格基準価格の適用について

本工事は、沼津市建設工事低入札価格調査制度実施要領第6条第3項に規定する「前項の規定にかかわらず、特別の事情により同項の算定方法により難いと認める場合」に該当するものとし、失格基準価格の算出にあたっては、予定価格に10分の8.0を乗じて得た額とします。